

除去土壌の埋立処分の実証事業に係る協定書

茨城県東海村（以下「甲」という。）と環境省（以下「乙」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく除染等の措置に伴って生じた土壌（以下「除去土壌」という。）の埋立処分の実証事業の実施について協力することとし、当該実証事業に係る環境の保全その他安全の確保等を行うため、次のとおり協定書を締結する。

（事業の実施）

- 第 1 条 乙は、放射性物質汚染対処特措法第 53 条及び第 54 条の規定に基づき、甲の協力を得て、除去土壌の埋立処分に係る実証事業を行うものとする。
- 2 乙は、前項の実証事業を行うに当たり、環境の保全その他安全の確保を行うものとする。
- 3 甲は、乙に対し、第 1 項の実証事業に甲が保管している除去土壌を用いることについて協力するものとする。
- 4 甲及び乙は、実証事業の実施に関する情報を共有するものとする。

（実証事業の実施場所の管理）

- 第 2 条 乙は、実証事業の実施期間中、実証事業を行う場所の管理が適切になされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（実証事業に関する説明等の対応）

- 第 3 条 乙は、実証事業の実施に当たって、甲の協力のもと、周辺住民等に対する必要な説明の実施等の対応を適切に行うものとする。

（異常な事態への対応）

- 第 4 条 乙は、実証事業に伴って実証事業の実施場所の周辺環境に著しい影響が及ぶと認められる事態又はそのおそれがある事態が生じた場合、甲乙協議の上、責任を持って適切な措置を講ずるものとする。

(協定の改定)

第5条 甲又は乙は、この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、その改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

この協定は、平成30年7月12日から実施する。

この協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年7月12日

甲 茨城県東海村
代表者 村長 山 田 修 印

乙 環境省
代表者 環境再生・資源循環局長 縄 田 正 印